

第100回 定時株主総会 招集ご通知

開催概要

<日時>

2025年6月24日（火）
午前10時（受付開始）午前9時

<場所>

東京都中央区日本橋茅場町
三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 802号室

Contents

招集ご通知.....1

株主総会参考書類.....5

事業報告.....44

決議事項

第1号議案.....当社と株式会社神戸製鋼所との
株式交換契約承認の件

第2号議案.....取締役7名選任の件

第3号議案.....補欠監査役1名選任の件

 **日本高周波鋼業株式会社**
証券コード 5476

株主の皆さんへ

平素は、株主の皆さんには格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第100回定時株主総会を開催する運びとなり、株主の皆さんにご報告とご提案させて頂きます。

当社グループはこれまで、持続的な企業価値向上を目指して参りました。そして、このたび株式会社神戸製鋼所（以下、「神戸製鋼所」といいます）との株式交換契約書を締結し、皆さまのご審議をお願い申し上げます。本件により、当社は神戸製鋼所の100%子会社となり、これに伴い上場廃止となります。

この株式交換は、特殊鋼事業と鋳鉄事業のそれぞれの長期的な価値創出に資するものと確信しております。

株主の皆さんには、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

2025年5月29日

日本高周波鋼業株式会社

代表取締役社長 小椋 大輔

(証券コード 5476)
(発送日) 2025年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月29日

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町一丁目10番5号
日本高周波鋼業株式会社
代表取締役
社 長 小 棟 大 輔

第100回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.koshuha.co.jp/ir/syousyu/>



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5476/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本高周波鋼業」または「コード」に当社証券コード「5476」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月23日（月曜日）午後5時45分（営業時間の終了時）までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 802号室

3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項**
- 第100期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
 - 会計監査人および監査役会の第100期連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項**
- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 当社と株式会社神戸製鋼所との株式交換契約承認の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、代理人は議決権を有する他の株主1名とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を当日に会場受付にご提出ください。

以 上

-
- 当日ご出席の場合は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
 - 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ・事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制および運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ・株主総会参考書類の「第1号議案 当社と株式会社神戸製鋼所との株式交換契約承認の件」のうち「株式会社神戸製鋼所の定款」「株式会社神戸製鋼所の最終事業年度に係る計算書類等」
 - したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - 当日当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時45分入力完了分まで



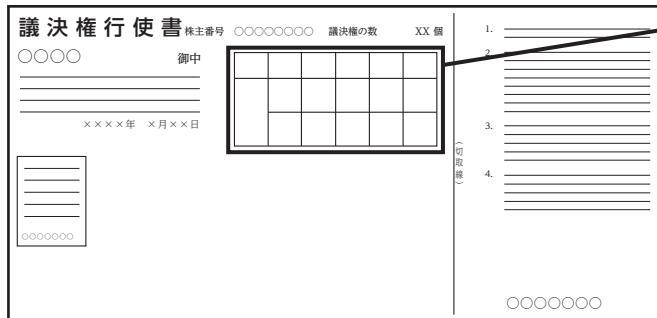
株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

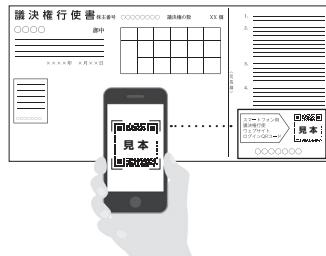
- 書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 書面により議決権行使された場合の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

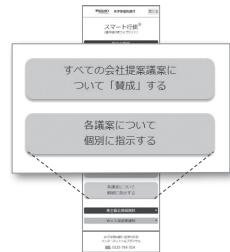
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

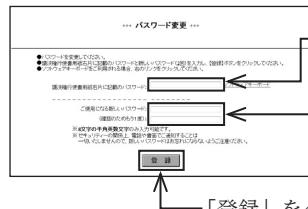
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 当社と株式会社神戸製鋼所との株式交換契約承認の件

株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」といいます。）及び当社（以下、神戸製鋼所と当社を総称して、「両社」といいます。）は、2025年5月12日開催の両社の取締役会決議により、それぞれ、神戸製鋼所を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、2025年5月12日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約の承認をお願いするものであります。

本議案をご承認いただける場合、本株式交換の効力発生日（2026年2月2日（予定））に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、2026年1月29日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において上場廃止（最終売買日は2026年1月28日）となる予定です。

上記に加えて、2025年5月12日、両社の取締役会において、本株式交換の効力発生を条件として、当社が保有する高周波鋳造株式会社（以下「高周波鋳造」といいます。）の発行済み株式の全て（以下「高周波鋳造株式」といいます。）及び当社が鋳鉄事業に関連して保有する資産を当社から神戸製鋼所に対して現物配当（以下「本現物配当」といいます。）することを決定するとともに、神戸製鋼所の取締役会において、本株式交換の効力発生及び本現物配当の実施、並びに本クリアランス取得（以下に定義します。）を条件として神戸製鋼所が大同特殊鋼株式会社（以下「大同特殊鋼」といいます。）に対して神戸製鋼所が保有する当社株式の全部を譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます。）を決定し、2025年5月12日、神戸製鋼所と大同特殊鋼との間で株式譲渡契約を締結しました。

なお、本株式交換の効力発生を条件として実行される本株式譲渡について、大同特殊鋼において公正取引委員会等の国内外の関係当局の許認可の取得（以下「本クリアランス取得」といいます。）が必要になると見込まれていることから、本株式交換についても本クリアランス取得を条件とし、神戸製鋼所においては、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては、本定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、本株式交換は2026年2月2日を効力発生日として行われる予定です。

そのため、本株式交換及び本株式譲渡の実行後においては、当社の鋳鉄事業は神戸製鋼所において、かつ、当社の特殊鋼事業は大同特殊鋼において、それぞれ運営される見込みです。

本株式交換を行う理由及び本株式交換契約の概要等は次のとおりです。

1. 本株式交換を行う理由

昨今、特殊鋼業界及び鋳造業界を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少等による国内需要の中長期的な縮小、海外メーカーによるローコスト商品の進出、主要な顧客である自動車産業におけるEV（電気自動車）化の進展による製品構成の急激な変化等により厳しさを増しております。また、労働人口の減少や働き方の多様化に伴う人手不足・採用難、最低賃金や物流・エネルギー・コストの上昇、円安による原材料費の高騰等により、当社における事業の継続的な成長に対する難易度はますます高まっていると考えております。

上記の課題認識を踏まえ、神戸製鋼所は当社の事業の戦略及び方向性につき、神戸製鋼所の社内において議論を重ねる中で、神戸製鋼所の事業戦略との整合性、両社で発揮可能なシナジー、当社の少数株主の皆様への影響、神戸製鋼所への財務インパクトと神戸製鋼所の株主の皆様の利益への影響等の観点から検討した結果、更なる協業体制の強化による経営資源の有効活用、重複機能の解消による経営資源の最適な配分等、更に踏み込んだグループ一体化経営を実現することで、当社の企業価値向上を目指すために、完全子会社化も含めた抜本的な経営改革を検討していくとのことです。

また、これまでに神戸製鋼所及び当社は、連携を強化することで当社の収益性の改善や金型・工具事業の合理化等の企業価値向上に向けた取り組みを進めてまいりました。当該取り組みを通して一定の成果が得られた一方で、当社の特殊鋼事業と神戸製鋼所の事業ポートフォリオとの間でシナジーが限定的であることが次第に明確になってきたことから、神戸製鋼所は、当社の特殊鋼事業に関する取扱いにつき、慎重に検討を重ねてきたとのことです。しかしながら、企業価値向上に向けた取り組みを実施している状況においても、2020年3月期、2021年3月期、2023年3月期には親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、2024年3月期には親会社株主に帰属する当期純利益は当社の子会社である高周波精密株式会社の固定資産の譲渡による特別利益によって一時的に回復したものの営業損失及び経常損失を計上し、さらに2025年3月期には、営業損失及び経常損失に加えて再度親会社株主に帰属する当期純損失を計上したように（注）、当社の業績が安定的に黒字化するには至りませんでした。これらの結果、当社が収益性を更に改善し、安定した事業運営が可能な状態となるには、上場会社として独立した事業運営を続けるよりも、当社の特殊鋼事業をコア事業とし、事業基盤の構築に関する強力なサポートを行うことが可能な第三者との資本提携によって、収益性の改善及び安定した事業運営体制の再構築を目指すことが必要だと判断するに至ったとのことです。

（注）詳細は、2025年5月12日公表の当社のプレスリリース「2025年3月期連結業績予想数値と実績値との差異、及び個別業績実績値と前期実績値との差異について」をご参照ください。

こうした中で、神戸製鋼所は、以前より接点のあった大同特殊鋼との間で、当社の特殊鋼事業の譲渡について協議及び検討を開始したとのことです。大同特殊鋼と協議を重ねるとともに、その結果を踏まえて改めて神戸製鋼所において検討する中で、特殊鋼事業を中核事業として位置付

け、高い専門性と豊富な経験を有する大同特殊鋼に当社の特殊鋼事業を譲渡し、鋳鉄事業については引き続きKOBELCOグループ（神戸製鋼所を中心とした企業グループをいいます。以下同じです。）として事業を運営することで、神戸製鋼所及び当社の企業価値向上を目指すことが最善の選択と考えるに至ったとのことです。その結果、神戸製鋼所及び大同特殊鋼は、当社を非公開化し、当社の特殊鋼事業を大同特殊鋼が取得することを企図し、その取引の実現可能性や採用できる取引ストラクチャーについて詳細な検討を開始することとしたとのことです。

その後も神戸製鋼所及び大同特殊鋼間で協議を重ね、2024年5月31日には、神戸製鋼所及び大同特殊鋼から当社に対して、当社の非公開化及び大同特殊鋼による当社の特殊鋼事業の取得（以下「本取引」といいます。）を提案いたしました。同日時点の当該提案においては、神戸製鋼所又は大同特殊鋼のいずれが当社を非公開化するかは確定していなかったものの、当社の非公開化の手法の1つとしては当社株式に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を実施することが想定されていました。

当社は、本取引に係る提案は、親会社で支配株主である神戸製鋼所からの提案であったことに伴い、下記「3. 会社法施行規則第184条第1項各号に掲げる事項の内容の概要」の「（1）交換対価の相当性に関する事項」の「③ 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するため、本取引の検討に当たり必要となる独立した検討体制の具体的な内容について検討し、当該検討体制を適切に構築した上、本取引に係る具体的検討を開始することといたしました。具体的には、本取引の検討を開始するに際して、当社は、当社の取締役会における意思決定過程の公正性、透明性及び客観性の確保並びに意思決定の恣意性の排除を目的として、2024年8月27日に支配株主である神戸製鋼所及び大同特殊鋼との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。詳細については下記「3. 会社法施行規則第184条第1項各号に掲げる事項の内容の概要」の「（1）交換対価の相当性に関する事項」の「③ 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」をご参照ください。）を設置し、併せて外部専門家を起用する等の具体的検討に向けた体制を整備いたしました。なお、本特別委員会は、下記「3. 会社法施行規則第184条第1項各号に掲げる事項の内容の概要」の「（1）交換対価の相当性に関する事項」の「③ 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、2024年9月24日、独自の財務アドバイザーとして株式会社Stand by C（以下「Stand by C」といいます。）を選任しております。

その後、神戸製鋼所及び大同特殊鋼による当社に対するデュー・ディリジェンスや神戸製鋼所及び大同特殊鋼による取得対象のより詳細な精査及び協議等の結果、当社の特殊鋼事業を大同特殊鋼に譲渡することを円滑に実行するために、既に当社の親会社である神戸製鋼所が主体となって当社を一度非公開化することについて、両社及び大同特殊鋼との間で合意に至りました。また、神戸製鋼所は、2024年5月31日時点の本取引に係る提案のように、非公開化の手法として公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を実施することも想定されるものの、神戸製鋼所の普通株式（以下「神戸製鋼所株式」といいます。）を対価とする株式交換によって当社を完全

子会社化することで、当社の少数株主の皆様にとって、神戸製鋼所株式の保有を通じて、本取引によって神戸製鋼所に生じることが期待される事業ポートフォリオの最適化を含む神戸製鋼所の全社戦略を通じて生み出される利益を享受していただくことが可能となることや、神戸製鋼所株式は東京証券取引所プライム市場に上場しており流動性が確保されているため、神戸製鋼所株式を保有し続けることも、当社の少数株主の皆様が希望する場合には隨時現金化することも可能となることから、当社の少数株主の皆様の利益にも資するため、当社を非公開化する手法として神戸製鋼所株式を対価とする株式交換による完全子会社化を選択することが望ましいと考えるに至ったとのことです。以上の点を踏まえて、神戸製鋼所は、当社の非公開化の手法について大同特殊鋼と協議を重ね、大同特殊鋼との間で神戸製鋼所株式を対価とする株式交換による完全子会社化することについて合意に至った結果、2025年4月3日に、当社に対して、本取引における当社の非公開化の手法として、本株式交換を提案いたしました。

当社は、本株式交換の提案を踏まえて、本株式交換の検討のために、下記「3. 会社法施行規則第184条第1項各号に掲げる事項の内容の概要」の「(1) 交換対価の相当性に関する事項」の「③ 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の検討体制及び外部専門家の起用を維持することを確認するとともに、本特別委員会に対して本株式交換に関する事項を諮問し、本株式交換の検討を進めてまいりました。

両社及び大同特殊鋼による検討及び協議の結果、本取引を行うことで、当社の特殊鋼事業においては大同特殊鋼グループ（大同特殊鋼を中心とした企業グループをいいます。以下同じです。）の有する特殊鋼事業に関する経営ノウハウを活用するとともにシナジーの発現を図ることで競争力の強化及び収益性の向上を目指すことが可能となることや、鋳鉄事業においてはKOBELCOグループの経営資源の活用やKOBELCOグループの各社との協業及び受発注を通じた生産数量拡大が可能となること、神戸製鋼所においては事業ポートフォリオの再構築によって成長戦略の核となる分野へ経営リソースを集中させることが可能となることから、本取引が神戸製鋼所及び当社の企業価値向上のために有益であるとの結論に至りました。

両社及び大同特殊鋼は、本取引により、具体的には、主に以下のシナジーが顕在化すると考えております。

(i) 生産アロケーション・生産レイアウト最適化によるコストダウン、生産量の拡大及び重複投資の抑制

当社及び大同特殊鋼においては、生産アロケーション・生産レイアウトの最適化を通じて、余剰キャパシティの活用による生産効率性の向上及び生産量・生産ロットの拡大を図ることが可能となります。また、重複投資を抑制することでキャッシュフローを改善し、当社の特殊鋼事業の競争力の底上げを実現できるものと考えております。

(ii) 大同特殊鋼グループが持つ国内外の広範なネットワークの活用による、プレゼンスの向上及び売上拡大

国内事業において、当社グループ（当社及びその子会社4社を指します。以下同じです。）と大同特殊鋼グループの販売網共有によりプレゼンスを高めることで新規顧客を獲得し、海外事業においては、当社グループは大同特殊鋼グループの広範な海外ネットワークを活用し、当社グループの商品の販売を促進することで、当社グループの売上拡大及びサービス向上が可能と考えております。

(iii) 各機能の共有化・集約化によるリソースの最適化、及び流通機能の統合

当社グループと大同特殊鋼グループの営業部門、研究部門、調達部門、物流部門、コーポレート部門等において、リソースの最適化を行うことを企図しております。また、中長期的には、流通機能の統合を図っていくことで、当社グループと大同特殊鋼グループの効率的な運営を促進するとともに、サービス向上及びコスト削減を図っていくことを検討しております。

本取引を通じて当社は上場廃止となり、一般的な上場のメリットとして挙げられるエクイティファイナンスによる資金調達手段の多様化、知名度向上による信用力の向上及び採用活動への好影響、会計監査を受けることによる財務への信頼性の向上等のメリットを失う可能性があります。しかし、当社は2000年4月以降エクイティファイナンスによる資金調達を実施しておらず、エクイティファイナンスの手段がなくなることによる資金調達へのデメリットは実質的なないものと考えられること、当社の知名度は、その業歴の長さ、事業の実績等から既に十分に高く、非上場会社となったとしても知名度の低下のリスクは低く、人材採用等への悪影響は想定されないと考えられること、本取引実施後も神戸製鋼所及び大同特殊鋼の連結の会計監査の対象となることから財務への信頼性は維持可能と考えられることなどを踏まえますと、上場廃止によって当社に生じるデメリットは限定的であり、その一方で本取引実施によって得られるメリットの方が大きいと考えております。

なお、通常、株式交換完全子会社の株主は、株式交換実施後も、株式交換完全親会社への出資を通じて、株式交換完全子会社の企業価値向上による果実を間接的に享受することができる関係にありますが、本取引では、少なくとも特殊鋼事業に関しては大同特殊鋼に譲渡されることから、上記の関係が成り立たず、投資の強制的な終了を伴うこととなります。

当社は、投資の強制的な終了を伴うスキームとして、実務上、採用される手法である、金銭対価の公開買付け（当社の非公開化を目的とするものに限る。）や株式交換の可能性を神戸製鋼所に確認したところ、神戸製鋼所からは、当社の事業環境の不透明さから、現金を対価として当社の株主から株式を取得する手法は難しいとの回答がなされました。加えて、当社は、大同特殊鋼が神戸製鋼所の保有する当社株式のみを公開買付けを通じて取得する方法についての可能性を神戸製鋼所に対して確認しましたが、大同特殊鋼は鋳鉄事業の取得を考えていないことや、大同特殊鋼は当社の非公開化を希望していることから、同じく採用が難しいとの回答がなされました。

当社は、本取引に係るスキームの変更は困難であるということを前提として、本株式交換を含む本取引に係るスキームの妥当性を検討しましたが、以下の点から、本取引の方法及び取引対価の種類等に不合理な点は認められず、適切なものと考えております。

- ① 本株式交換において、当社の株主は、神戸製鋼所株式の保有を通じて、当社の鉄鋼事業に期待されるシナジー効果を間接的に享受できる関係が認められる。
- ② 本取引を通じて、当社の株主は当社の特殊鋼事業への投資が終了となるものの、本株式交換に関しては、（当社において2期連続の営業赤字が見込まれている状況においても）株式交換比率の設定に際して一定のプレミアムが付されており、本取引の実施後に想定されている当社の特殊鋼事業に係る各種施策の実行を通じた、当社の特殊鋼事業に期待されるシナジー効果が、当社の株主にも公平に分配されていると言いうる。
- ③ 本株式交換に際して割当交付される神戸製鋼所の株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、少なくとも当社株式よりも流動性が高いと考えられ、本株式交換あるいはその後の事業展開等に納得いかない場合は、本株式交換により取得する神戸製鋼所株式を市場で売却し、現金化することもでき、投資を回収する機会が保障されている。

以上の点を踏まえて、両社及び大同特殊鋼との間において総合的に検討した結果、当社の特殊鋼事業を大同特殊鋼に譲渡することで、競争力の強化及び収益性の向上を目指すことが可能になるとの認識で一致したことから、これを達成するために、2025年5月12日、（ア）両社の取締役会は、本株式交換によって神戸製鋼所が当社を完全子会社化するべく本株式交換契約を締結すること、（イ）両社の取締役会は、本株式交換の効力発生を条件として本現物配当を実施すること、並びに、（ウ）神戸製鋼所の取締役会は、本株式交換の効力発生及び本現物配当の実施、並びに本クリアランス取得を条件として神戸製鋼所が大同特殊鋼に対して本株式譲渡（本株式譲渡に係る株式譲渡契約の締結を含みます。）を実施することをそれぞれ決定いたしました。

なお、2025年5月12日、両社は、大同特殊鋼との間で、本取引の実施後の当社の経営等に関する事項に関する覚書を締結しております（以下「本覚書」といいます。）。本覚書では以下に関する事項が合意されています。

- ・本取引の実現に向けて、それぞれ協力をを行うものとする。
- ・神戸製鋼所は、本覚書締結日時点において、本現物配当を通じた当社の鉄鋼事業の取得に関して、以下の意向を有していることを確認する。
 - （ア）高周波鉄造の鉄鋼事業については、引き続きKOBELCOグループとして八戸地区において事業を継続する予定である。
 - （イ）高周波鉄造の主要事業である産業機械及び建設機械分野におけるトップラインの向上に向けてKOBELCOグループの経営資源を活用し、KOBELCOグループ各社との協業及び受発注等を通じた生産売上数量拡大、並びに安全・環境・品質におけるリスク管理活動や人材確保等の課題解決をサポートする。

- (ウ) 本取引後も鋳鉄事業に従事する高周波鋳造の役職員に事業の運営・経営を担わせるとともに、本取引実行を機に高周波鋳造の役職員の雇用及び処遇について、大きな変更を行うことは本覚書締結日時点において、予定していない。
- ・大同特殊鋼は、本覚書締結日時点において、本株式譲渡を通じた当社の特殊鋼事業の取得に関して以下の意向を有することを確認する。
- (ア) 当社の経営状態の著しい変化がない限りは、本取引実行を機に、当社の特殊鋼事業の各拠点の操業について大きな変更を行うことは予定していない。
 - (イ) 大同特殊鋼グループ及び当社の保有する経営資源の相互活用によってシナジーの発現を図り、両社の競争力強化、ひいては両社の企業価値の向上を目指す。
 - (ウ) 生産アロケーション・生産レイアウトの最適化を通じて、余剰キャパシティの活用による生産効率性の向上及び生産量・生産ロットの拡大を図る。また、重複投資の抑制で、キャッシュフローを改善させ、当社の競争力の強化を図る。
 - (エ) 国内事業においては、大同特殊鋼グループの販売網共有によりプレゼンスを高めることで新規顧客を獲得し、売上拡大及びサービス向上を図り、海外事業においては、大同特殊鋼グループの広範な海外ネットワークを活用し、当社の商品の販売を促進することで、売上拡大及びサービス向上を図る。
 - (オ) 半導体・医療・エネルギー分野等の高付加価値領域のトップライン向上を図るために、大同特殊鋼グループの経営資源を活用する。当社自らが行う安全・環境・品質におけるリスク管理活動及び人材確保等の課題解決をサポートする。
 - (カ) 本取引実行を機に、当社の従業員の雇用及び処遇について大きな変更を行うことは予定していない。
- ・当社は神戸製鋼所の意向及び大同特殊鋼の意向に賛同する。

本株式譲渡の詳細については、大同特殊鋼の2025年5月12日付「日本高周波鋼業株式会社の全株式の取得（完全子会社化）及び特定子会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

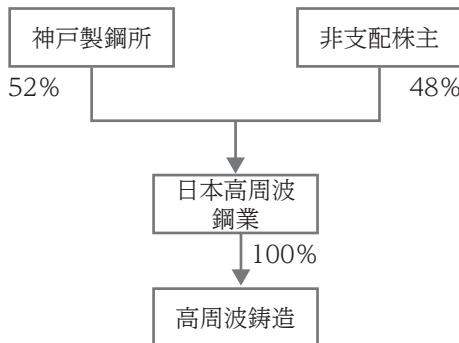
＜本取引のストラクチャー＞

本取引のストラクチャーは以下のとおりです。

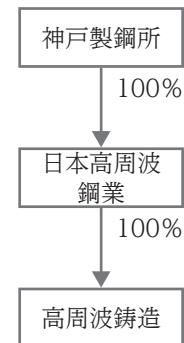
(i) 本株式交換の実施

本クリアランス取得を条件として、神戸製鋼所においては、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては、当社の定時株主総会において承認を受けた上で、神戸製鋼所を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施します。

(本株式交換実施前)



(本株式交換実施後)

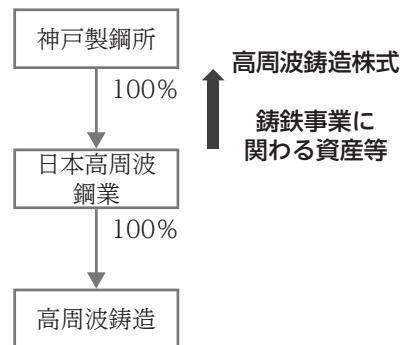


(注1) 図中の%は保有する議決権の総議決権数に占める比率を示しております。以下、<本取引のストラクチャー>の図中の%の記載において同じです。

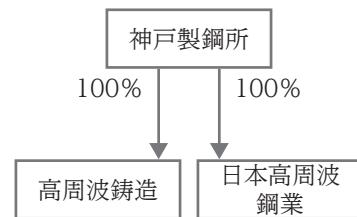
(ii) 本現物配当の実施

本株式交換の効力発生を条件として、当社は高周波鋳造株式及び当社が鋳鉄事業に関連して保有する資産について、神戸製鋼所に対して本現物配当を行う予定です。

(本現物配当実施前)



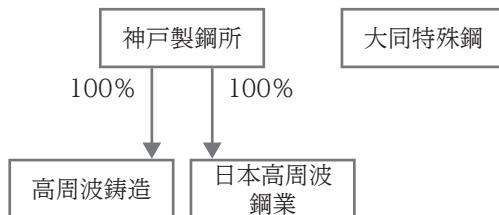
(本現物配当実施後)



(iii) 本株式譲渡の実施

上記(i)の本株式交換の効力発生及び(ii)の本現物配当の実施、並びに本クリアランス取得を条件として、神戸製鋼所は、その保有する当社株式の全てを大同特殊鋼へ譲渡する予定です。なお、2025年5月12日現在、神戸製鋼所と大同特殊鋼の間の資本関係は存在せず、本株式譲渡実施後も資本関係は発生しない予定です。

(本株式譲渡前)



(本株式譲渡後)



2. 本株式交換契約の内容の概要

両社が2025年5月12日付で締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書（写）

株式会社神戸製鋼所（以下「甲」という。）及び日本高周波鋼業株式会社（以下「乙」という。）は、2025年5月12日（以下「本契約締結日」という。）付けで、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本株式交換）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

（商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社神戸製鋼所

住所：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号

乙（株式交換完全子会社）

商号：日本高周波鋼業株式会社

住所：東京都千代田区岩本町一丁目10番5号

（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に、0.26を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.26株の割合をもって、前項の甲の普通株式を割り当てる。

3 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従ってこれを処理する。

(資本金及び準備金に関する事項)

第4条 本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

0円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額

(3) 利益準備金の額

0円

(効力発生日)

第5条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年2月2日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

(株式交換契約承認株主総会)

第6条 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となつた場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求めるものとする。

2 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求めるものとする。

(会社財産の管理等)

第7条 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、且つ、それぞれの子会社をして行わせるものとし、本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に甲及び乙が協議し合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

(剰余金の配当等)

第8条 甲は、2025年3月31日を基準日として、1株当たり55円を限度として、また、2025年9月30日を基準日として、1株当たり55円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。

- 2 甲は、2025年5月12日開催の取締役会において決議した以下の内容の自己株式取得を行うことができる。
- (1) 取得する株式の種類：甲普通株式
 - (2) 取得する株式の総数：190万株
 - (3) 株式の取得価額の総額：39億円
 - (4) 取得する期間：2025年5月13日から2025年6月9日
 - (5) 取得の方法：市場買付
- 3 甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当及び本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）を行わないものとする。

（自己株式の処理）

第9条 乙は、本効力発生日の前日までになされる取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却するものとする。

（本契約の変更及び解除）

第10条 本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換に関する条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に是正することを催告の上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、本効力発生日の前日までに本契約について第6条第1項ただし書に定める甲の株主総会の決議による承認（ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合に限る。）若しくは第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合、本効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

(準拠法及び管轄裁判所)

第12条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、その解決を図るものとする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2025年5月12日

甲：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号
株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長 勝川 四志彦

乙：東京都千代田区岩本町一丁目10番5号
日本高周波鋼業株式会社
代表取締役社長 小椋 大輔

3. 会社法施行規則第184条第1項各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 交換対価の相当性に関する事項

① 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

(i) 本株式交換の割当ての内容

	神戸製鋼所 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.26
本株式交換により交付する株式数	神戸製鋼所株式：1,840,444株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、神戸製鋼所株式0.26株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において神戸製鋼所が保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換より交付する神戸製鋼所株式の数

神戸製鋼所は、本株式交換に際して、本株式交換により神戸製鋼所が当社の発行済株式（ただし、神戸製鋼所が保有する当社株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、以下の当社による自己株式の消却後の株主をいい、神戸製鋼所を除きます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、その保有する当社株式の数の合計に本株式交換比率を乗じて得た株数の神戸製鋼所株式を交付いたします。

また、神戸製鋼所が交付する株式は、神戸製鋼所が2025年5月12日時点で保有する自己株式及び神戸製鋼所が2025年5月12日以降に新たに取得する自己株式の一部を充当する予定であり、現時点で本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。神戸製鋼所による2025年5月12日以降の新たな自己株式の取得に関しては、2025年5月12日公表の神戸製鋼所のプレスリリース「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。本株式交換によって割当交付する株式数については、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、神戸製鋼所の単元未満株式（100株未満の株式）を保有するこ

となる当社の株主の皆様については、神戸製鋼所の定款及び株式取扱規則の定めるところにより、神戸製鋼所株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項の規定及び神戸製鋼所の定款の規定に基づき、神戸製鋼所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を神戸製鋼所から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、神戸製鋼所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを神戸製鋼所に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の神戸製鋼所株式の交付を受けることとなる当社の株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する神戸製鋼所株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

(ii) 算定の概要

(ア) 野村證券（以下に定義します。）による算定

野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）は、神戸製鋼所については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2025年5月9日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

当社については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2025年5月9日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、同社に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法による神戸製鋼所株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.21～0.23
類似会社比較法	0.16～0.24
D C F 法	0.19～0.27

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は2025年5月9日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したもので、なお、野村證券の算定は、神戸製鋼所の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がD C F 法による算定の根拠とした当社の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期において、鋳鉄事業の売上の増加と営業利益率の改善により、対前年度比で大幅な増益を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(イ) 山田コンサル（以下に定義します。）による算定

山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）は、神戸製鋼所については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2025年5月9日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

当社については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2025年5月9日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、同社に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、D C F 法

を採用して算定を行いました。

各評価方法による神戸製鋼所株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.20~0.24
類似会社比較法	0.03~0.12
D C F 法	0.18~0.66

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び当社から提供を受けた一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により算定時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は算定時点までに山田コンサルが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、山田コンサルの算定は、当社の取締役会及び本特別委員会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、山田コンサルがD C F 法による算定の根拠とした当社の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期において、製品構成改善や品質・操業コストの改善により特殊鋼事業と鋳鉄事業の売上と営業利益率が増加し、営業利益850百万円（前期は赤字）が見込まれております。2027年3月期において、特殊鋼事業は引き続き製品構成改善を図ることによる売上総利益率の増加により、営業利益1,290百万円（前期比+51.7%）が見込まれております。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

② 交換対価として神戸製鋼所株式を選択した理由

当社は交換対価として神戸製鋼所株式を選択しました。

通常、株式交換完全子会社の株主は、株式交換実施後も、株式交換完全親会社への出資を通じて、株式交換完全子会社の企業価値向上による果実を間接的に享受することができる関係にありますが、本取引では、少なくとも特殊鋼事業に関しては大同特殊鋼に譲渡されることから、上記の関係が成り立たず、投資の強制的な終了を伴うこととなります。

当社は、投資の強制的な終了を伴うスキームとして、実務上、採用される手法である、金銭対価の公開買付け（当社の非公開化を目的とするものに限る。）や株式交換の可能性を神戸製鋼所に確認したところ、神戸製鋼所からは、当社の事業環境の不透明さから、現金を対価として当社の株主から株式を取得する手法は難しいとの回答がなされました。加

えて、当社は、大同特殊鋼が神戸製鋼所の保有する当社株式のみを公開買付けを通じて取得する方法についての可能性を神戸製鋼所に対して確認しましたが、大同特殊鋼は鋳鉄事業の取得を考えていないことや、大同特殊鋼は当社の非公開化を希望していることから、同じく採用が難しいとの回答がなされております。

当社は、本取引に係るスキームの変更は困難であるということを前提として、本株式交換を含む本取引に係るスキームの妥当性を検討しましたが、以下の点から、本取引の方法及び取引対価の種類等に不合理な点は認められず、適切なものと考えております。

- ① 本株式交換において、当社の株主は、神戸製鋼所株式の保有を通じて、当社の鋳鉄事業に期待されるシナジー効果を間接的に享受できる関係が認められる。
- ② 本取引を通じて、当社の株主は当社の特殊鋼事業への投資が終了となるものの、本株式交換に関しては、（当社において2期連続の営業赤字が見込まれている状況においても）株式交換比率の設定に際して一定のプレミアムが付されており、本取引の実施後に想定されている当社の特殊鋼事業に係る各種施策の実行を通じた、当社の特殊鋼事業に期待されるシナジー効果が、当社の株主にも公平に分配されていると言いうる。
- ③ 本株式交換に際して割当交付される神戸製鋼所の株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、少なくとも当社株式よりも流動性が高いと考えられ、本株式交換あるいはその後の事業展開等に納得いかない場合は、本株式交換により取得する神戸製鋼所株式を市場で売却し、現金化することもでき、投資を回収する機会が保障されている。

基準時において385株未満の当社株式を保有する神戸製鋼所の株主の皆様には、神戸製鋼所株式の単元株式数である100株に満たない神戸製鋼所株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、神戸製鋼所に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を神戸製鋼所から買い増すことも可能です。詳細については、上記「① 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「(i)本株式交換に係る割当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の詳細については、上記「① 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「(i)本株式交換に係る割当ての内容」の（注4）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2026年1月28日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

③ 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

両社は、神戸製鋼所が、2025年5月12日現在、当社株式7,575,300株（2025年3月31日現在の発行済株式総数（14,687,617株）から当社の自己株式数（33,685株）を控除した株式数（14,653,932株）に占める割合にして51.69%）を保有し、当社が神戸製鋼所の連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

A. 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、神戸製鋼所は、両社及び大同特殊鋼から独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、2025年5月9日付で、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、当社は、両社及び大同特殊鋼から独立した第三者算定機関である山田コンサルを選定し、2025年5月9日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

上記各算定書の概要は上記「① 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「(ii)算定の概要」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換比率が神戸製鋼所又は当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

B. 独立した法律事務所からの助言

神戸製鋼所は、本取引の法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ法律事務所」といいます。）を選任し、本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所は、両社及び大同特殊鋼から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、当社は、本取引の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を選任し、本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、両社及び大同特殊鋼から独立しており、両社及び大同特殊鋼との間で重要な利害関係を有しません。

C. 当社における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、2024年8月27日、本取引について検討を進めるに当たり、取引条件の公正性を担保し、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客觀性を確保し、利益相反を回避するとともに、当社が本取引を行う旨の決定をすることが当社の一般株主の皆様にとって不利益なものではないことを確認することを目的として、いずれも、神戸製鋼所及び大同特殊鋼と利害関係を有しておらず、当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている社外取締役である宮島哲也氏及び長野寛之氏、並びに当社の社外監査役である高尾和一郎氏の合計3名によって構成さ

れる本特別委員会を設置いたしました（なお、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされており、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。）。

当社の取締役会は、本取引を検討するに当たって、本特別委員会に対し、2025年4月3日に、（i）本取引の目的は正当性を有するか（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、（ii）本取引の条件（本株式交換に係る株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか、（iii）本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、（iv）上記（i）から（iii）のほか、本取引は少数株主にとって不利益でないと考えられるか（以下（i）乃至（iv）を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました（なお、本取引は、当初、当社の非公開化の方法として公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を実施するものであったことから、2024年8月27日の本特別委員会の設置時の諮問事項から、当社の非公開化の方法として株式交換を実施することを前提とした諮問事項に修正しております。）。

本特別委員会は、2024年9月4日から2025年5月9日までに、合計15回、約17.5時間にわたって開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて隨時協議を行う等して、本諮問事項について慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサル並びに法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。また、本特別委員会は、2024年9月24日、両社及び大同特殊鋼から独立した独自の財務アドバイザーとしてS t a n d b y Cを選任いたしました。本特別委員会は、S t a n d b y Cが両社及び大同特殊鋼の関連当事者には該当しないこと、並びに両社及び大同特殊鋼との間で重要な利害関係を有していないことを確認しております。

その上で、当社からは、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換比率の算定の前提となる当社の事業計画の作成手続及び内容、本株式交換の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、神戸製鋼所に対して本取引の目的等に関する質問状を送付した上で、神戸製鋼所から、本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、本取引により創出されるシナジーの内容・シナジー創出に向けた具体的な施策、本取引を選択した理由、本取引後の経営方針や従業員の取扱い、本株式交換比率その他の条件等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引に係る当社の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する助言を受けております。更に、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルから、本株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、また、その独自の財務アドバイザー

であるStand by Cから受けた財務的見地からの助言も踏まえて検討を行いました。

なお、本特別委員会は、神戸製鋼所と当社との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、神戸製鋼所から本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、神戸製鋼所との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本取引は、当社の一般株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2025年5月12日付で、委員全員の一致で、当社の取締役会に対して提出しております。本特別委員会の答申書の概要は、次のとおりです。

(a) 答申内容

- (i) 本取引は当社の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は正当であり、かつ合理的であると認められる。
- (ii) 本取引の条件（本株式交換に係る株式交換比率を含む。）は公正性・妥当性が確保されていると考えられる。
- (iii) 本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。
- (iv) 上記(i)から(iii)のほか、当社にとって本取引を行うことについての決定が少數株主にとって不利益なものでないと考えられる。

(b) 答申理由

- 1 本取引の目的は正当・合理的と認められるか（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

本特別委員会は、本取引に至る背景・経緯、本取引の目的及び本取引により得られるシナジー等について、当社、大同特殊鋼及び神戸製鋼所に対するヒアリングを行い確認した。その内容をまとめると、大要、以下のとおりである。

- A) これまでに神戸製鋼所及び当社は、連携を強化することで当社の収益性の改善や金型・工具事業の合理化等の企業価値向上に向けた取り組みを進めてきた。
- B) その結果、神戸製鋼所は、当社が収益性を更に改善し、安定した事業運営が可能な状態となるには、上場会社として独立した事業運営を続けるよりも、当社の特殊鋼事業をコア事業とし、事業基盤の構築に関する強力なサポートを行うことが可能な第三者との資本提携によって、収益性の改善及び安定した事業運営体制の再構築を目指すことが必要だと判断するに至った。
- C) こうした中で、神戸製鋼所は、以前より接点のあった大同特殊鋼との間で、当社の特殊鋼事業の譲渡について協議及び検討を開始した。神戸製鋼所は、特殊鋼事業を

中核事業として位置づけ、高い専門性と豊富な経験を有する大同特殊鋼に当社の特殊鋼事業を譲渡し、鉄鋼事業については引き続きKOBELCOグループとして事業を運営することで、神戸製鋼所及び当社の企業価値向上を目指すことが最善の選択と考えるに至った。

- D) その後も神戸製鋼所及び大同特殊鋼間で協議を重ね、2024年5月31日には、神戸製鋼所及び大同特殊鋼から当社に対して、当社の非公開化及び大同特殊鋼による当社の特殊鋼事業の取得を提案した。
- E) 神戸製鋼所は、非公開化の手法として公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を実施することも想定されるものの、神戸製鋼所株式を対価とする株式交換によって当社を完全子会社化することで、当社の少数株主にとって、神戸製鋼所株式の保有を通じて、本取引によって神戸製鋼所に生じることが期待される事業ポートフォリオの最適化を含む神戸製鋼所の全社戦略を通じて生みだされる利益を享受することが可能となることや、神戸製鋼所株式は東京証券取引所プライム市場に上場しており流動性が確保されているため、神戸製鋼所株式を保有し続けることも、当社の少数株主の皆様が希望する場合には隨時現金化することも可能となることから、当社の少数株主の利益にも資するため、当社を非公開化する手法として神戸製鋼所株式を対価とする株式交換による完全子会社化を選択することが望ましいと考えるに至った。

次に、当社によれば、本取引により期待されるシナジーは以下のとおりである。

- (i) 生産アロケーション・生産レイアウト最適化によるコストダウン、生産量の拡大及び重複投資の抑制

当社及び大同特殊鋼においては、生産アロケーション・生産レイアウトの最適化を通じて、余剰キャパシティの活用による生産効率性の向上及び生産量・生産ロットの拡大を図ることが可能となる。また、重複投資を抑制することでキャッシュフローを改善し、当社の特殊鋼事業の競争力の底上げを実現できるものと考えられる。

- (ii) 大同特殊鋼グループが持つ国内外の広範なネットワークの活用による、プレゼンスの向上及び売上拡大

国内事業において、当社グループと大同特殊鋼グループの販売網共有によりプレゼンスを高めることで新規顧客を獲得し、海外事業においては、当社グループは大同特殊鋼グループの広範な海外ネットワークを活用し、当社グループの商品の販売を促進することで、当社グループの売上拡大及びサービス向上が可能と考えている。

- (iii) 各機能の共有化・集約化によるリソースの最適化、及び流通機能の統合

当社グループと大同特殊鋼グループの営業部門、研究部門、調達部門、物流部

門、コーポレート部門等において、リソースの最適化を行うことを企図している。また、中長期的には、流通機能の統合を図っていくことで、当社グループと大同特殊鋼グループの効率的な運営を促進するとともに、サービス向上及びコスト削減を図っていくことを検討している。

本取引を通じて当社は上場廃止となり、一般的な上場のメリットとして挙げられるエクイティファイナンスによる資金調達手段の多様化、知名度向上による信用力の向上及び採用活動への好影響、会計監査を受けることによる財務への信頼性の向上等のメリットを失う可能性がある。しかし、当社は2000年4月以降エクイティファイナンスによる資金調達を実施しておらず、エクイティファイナンスの手段がなくなることによる資金調達へのデメリットは実質的ないものと考えられること、当社の知名度は、その業歴の長さ、事業の実績等から既に十分に高く、非上場会社となったとしても知名度の低下のリスクは低く、人材採用等への悪影響は想定されないと考えられること、本取引実施後も神戸製鋼所及び大同特殊鋼の連結の会計監査の対象となることから財務への信頼性は維持可能と考えられることなどを踏まえると、当社は、上場廃止によって生じるデメリットは限定的であり、その一方で本取引実施によって得られるメリットの方が大きいと考えている。

以上の、本取引に至る経緯、当社の経営課題、本取引の目的及び本取引により得られるシナジー等についての説明内容については、いずれも特段不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められる。

したがって、本取引は当社の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は正当であり、かつ合理的であると認められる。

2 本取引の条件（株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか

（1）本取引に係るスキームの妥当性

通常、株式交換完全子会社の株主は、株式交換実施後も、株式交換完全親会社への出資を通じて、株式交換完全子会社の企業価値向上による果実を間接的に享受することができる関係にある。他方で、本取引では、少なくとも特殊鋼事業に関しては大同特殊鋼に譲渡されることから、上記の関係が成り立たず、投資の強制的な終了を伴うこととなる。

投資の強制的な終了を伴うスキームとして、実務上、採用される手法としては、金銭対価の公開買付け（当社の非公開化を目的とするものに限る。）又は株式交換も考えられるが、神戸製鋼所からは、当社の事業環境の不透明さから、現金を対価として当社の株主から株式を取得する手法は難しいとの回答がなされた。

加えて、当社は、大同特殊鋼が神戸製鋼所の保有する当社株式のみを公開買付けを通じて取得する方法についての可能性を神戸製鋼所に対して確認したところ、大

同特殊鋼は鉄鉄事業の取得を考えていないことや、大同特殊鋼は当社の非公開化を希望していることから、同じく採用が難しいとの回答がなされた。

以上の点から、本特別委員会は本取引に係るスキームの変更は困難であるということを前提として、本株式交換を含む本取引に係るスキームの妥当性を検討すると、以下の点から、本取引の方法及び取引対価の種類等に不合理な点は認められず、適切なものと考える。

- ① 本株式交換において、当社の株主は、神戸製鋼所株式の保有を通じて、当社の鉄鉄事業に期待されるシナジー効果を間接的に享受できる関係が認められる。
- ② 本取引を通じて、当社の株主は当社の特殊鋼事業への投資が終了となるものの、本株式交換に関しては、（当社において2期連続の営業赤字が見込まれている状況においても）株式交換比率の設定に際して一定のプレミアムが付されており、本取引の実施後に想定されている当社の特殊鋼事業に係る各種施策の実行を通じた、当社の特殊鋼事業に期待されるシナジー効果が、当社の株主にも公平に分配されていると言いうる。
- ③ 本株式交換に際して割当交付される神戸製鋼所の株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、少なくとも当社株式よりも流動性が高いと考えられ、本株式交換あるいはその後の事業展開等に納得いかない場合は、本株式交換により取得する神戸製鋼所株式を市場で売却し、現金化することもでき、投資を回収する機会が保障されている。

(2) 株式交換比率に関する検討

本特別委員会は、株式交換比率である1:0.26（当社株式1株に対して神戸製鋼所株式0.26株を割当て）は、以下の理由から公正かつ相当な比率であると考える。

- (i) 株式交換比率について、当社、神戸製鋼所及び大同特殊鋼から独立した本特別委員会が交渉を行うことにより、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式交換が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況、すなわち独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、初回提案である1:0.22（当社株式1株に対して神戸製鋼所株式0.22株を割当て）から最終提案に係る比率である1:0.26（当社株式1株に対して神戸製鋼所株式0.26株を割当て）まで、神戸製鋼所による合計6回の提案を経て合意された比率であり、真摯な交渉を重ねた上で合意に至った比率であると考えられること。
- (ii) 本株式交換の公表日の前営業日（2025年5月9日）における神戸製鋼所株式の市場価格を基に算出した対価相当額434円は、2022年5月10日以降2025年5月9日までの3年間においては、土地売却の影響が株価に影響を与えていたとも考えられる2023年8月2日付プレスリリース「子会社の固

定資産の譲渡による特別利益の計上に関するお知らせ」を公表した翌日の2023年8月3日から、2024年8月2日付プレスリリース「第2四半期連結累計期間及び通期連結業績予想の修正について」を公表した翌日の2024年8月3日までの期間を除くと当社株式の場中を含む高値を上回っており、同期間に市場で当社株式を取得した株主に経済的不利益が生じない水準であること。

- (iii) 山田コンサルが株式価値を算定するにあたり前提とした当社の事業計画に関して、株式交換比率が不合理に低く算定されるような前提を置いているなどの不合理な点は認められなかったこと。
- (iv) 山田コンサルによる株式交換比率算定結果は、神戸製鋼所の市場株価法の株式価値算定結果に対して、市場株価法では0.20～0.24、類似会社比較法では0.03～0.12、DCF法では0.18～0.66となり本株式交換に係る交換比率については、山田コンサルによる株式交換比率の算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法の算定レンジの上限を上回り、DCF法による算定結果のレンジの範囲内であること。
- (v) 当社の株式1株に対して神戸製鋼所の株式0.26株という株式交換比率は、本株式交換の公表日の前営業日（2025年5月9日）を算定基準日として、基準日の終値による株価比率、直近1ヶ月の終値による株価比率の単純平均、直近3ヶ月の終値による株価比率の単純平均及び直近6ヶ月の終値による株価比率の単純平均をもとに算定された比率に対して11.0%、20.6%、25.6%及び18.5%のプレミアムをそれぞれ加えた比率である。これは、経済産業省により策定された「公正なM&Aの在り方に関する指針」が公表された2019年6月28日以降に公表された類似事例（組織再編実施前の時点で対象会社が買収者の上場子会社かつ、買収者が上場会社、かつ株式交換比率について公表日の前営業日を基準日として、基準日の終値、基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値に基づいて算定された比率のいずれに対してプレミアムを加えた比率となっている事例）におけるプレミアム水準と照らしても遜色のない水準であり、相応のプレミアムが付されているものと認められる。特に、当社は、2020年3月期、2021年3月期、2023年3月期及び2025年3月期に親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、2024年3月期及び2025年3月期に営業損失及び経常損失を計上しており、事業の収益性において不安定さを抱えていることから大幅なプレミアムを見込むことが困難な状況にある。かつ、これに加えて、当社は、2025年5月12日付で「特別損失（減損損失）の計上に関するお知らせ」を公表の上、特殊鋼生産設備等及び特殊鋼販売拠点に関して7,364百万円の減損損失を計上することを一般に公表予定であるところ（以下「本件減損」と

いう。）、当該公表がなされた場合には当社株式の市場株価は相応に下落する可能性があり、当該公表がなされる前の当社株式の市場株価を基準として一定程度のプレミアムが付されている株式交換に係る提案を承認することは株主利益の観点から一定の合理性があるものと考えられること（注）。

(注) 当社によれば、本件減損は、本取引の交渉・協議・検討とは無関係に、当社の事業の状況を原因として、当社の監査法人からの指摘により議論が開始されており、本株式交換に係る株式交換比率の協議に影響を与える意図等は存在しない。

以上を総合的に考慮すると、株式交換比率を含む本取引の条件は妥当性が確保されていると考えられる。

3 本取引における、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか

当社は、本株式交換に係る手続の公正性の担保、本株式交換の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下の対応を実施している。以下を総合的に考慮すると、本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

(1) 本特別委員会の設置

当社は、本取引の検討にあたり、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として本特別委員会を設置しているところ、以下に述べるとおり、本特別委員会は、独立性を有し、かつ、特別委員会としての実効性を高めるための実務上の措置が採られた上で、企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、本取引の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行っている。

(a) 委員構成・独立性

本特別委員会の各委員は、当社の社外取締役2名及び社外監査役1名により構成されているところ、当該各委員は、神戸製鋼所、大同特殊鋼及び当社並びに本取引の成否から独立しており、また、その報酬についても、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていない。

以上に照らせば、本特別委員会の各委員について独立性はいずれも認められるものと考えられる。

(b) 交渉過程に関与する権限の付与

当社の取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本特別委員会に対して、本取引に係る取引条件等について神戸製鋼所及び大同特殊鋼と交渉を行う権限を付与している。

(c) 外部アドバイザー等の選任権限等の付与

当社の取締役会は、本特別委員会の設置の決議に際し、本特別委員会に対し、当社が選任する外部アドバイザーを利用することができるほか、必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任する権限（この場合の費用は当社が負担するものとされている。）を付与している。

これを受け、本特別委員会は、Stand by Cに対するヒアリングを通じて独立性に問題ないことを確認の上、独自の財務アドバイザーとしてStand by Cを選任した。

(d) 当社の取締役会における本特別委員会の判断の取扱い

当社の取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本取引に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重するものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、当社の取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しない旨を決議している。

(2) 当社における外部専門家からの独立した専門的助言等の取得

(a) 第三者算定機関からの株式交換比率に関する算定書の取得

当社は、神戸製鋼所、大同特殊鋼、及び当社並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを選任の上、同社に対して本株式交換に係る株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率に関する算定書を取得している。

(b) リーガル・アドバイザーからの法的助言等の取得

当社は、神戸製鋼所、大同特殊鋼、及び当社並びに本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、アンダーソン・毛利・友常法律事務所より、本株式交換に関する当社の取締役会の意思決定の過程、方法、その他の本株式交換に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受け、また、神戸製鋼所に対する法務デュー・ディリジェンスの結果として法務デュー・ディリジェンス報告書を受領し、その説明を受けた。

(c) 会計・税務アドバイザーからのデュー・ディリジェンス結果の取得

当社は、神戸製鋼所、大同特殊鋼、及び当社並びに本取引の成否から独立した会計・税務アドバイザーとして税理士法人山田＆パートナーズを選任し、税理士法人山田＆パートナーズより、神戸製鋼所に対する会計・税務デュー・ディリジェンスの結果として会計・税務デュー・ディリジェンス報告書を受領し、その説明を受けた。

(3) 交渉過程における神戸製鋼所関係者の関与による不当な影響の不存在

当社の取締役のうち、小椋大輔代表取締役社長（2023年4月に神戸製鋼所から当社に転籍）、小谷清久取締役（2024年4月に神戸製鋼所から当社に転籍）及び生治理仁取締役（2024年6月以降、神戸製鋼所の従業員と当社の取締役を兼務）を除く4名の取締役により、取締役会において本取引に係る審議を行っている（加えて、当社の監査役のうち、谷川通隆監査役（2022年6月に神戸製鋼所の子会社であるコベルコ建機株式会社から当社に転籍）は当該審議に参加していない。）。

さらに、これらの取締役及び監査役は、本取引に係る2025年5月12日開催の取締役会決議についても審議及び決議に参加しない予定である。

そして、本株式交換における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を回避する観点から、小椋大輔代表取締役社長、小谷清久取締役及び生治理仁取締役に加え、谷川通隆監査役は、当社の立場で本取引に係る検討及び協議・交渉に参加していない。

他方で、小椋大輔代表取締役社長及び小谷清久取締役は、当社の事業計画の策定に際しては、当社の役職員に係る人員の都合上、関与が必須であることから、当社からの要望により、事業計画の策定に関与をしている。小椋大輔代表取締役社長及び小谷清久取締役による当社の事業計画の策定過程の関与に関しては、事業計画の内容や策定の経緯に関して、山田コンサル及びS t a n d b y Cからの質疑を通じた確認を経ており特段問題視するべき事情の指摘がなされていない。

そのため、小椋大輔代表取締役社長及び小谷清久取締役の事業計画の策定への関与について特段問題視するべき事象は見当たらない。

(4) 当社による協議・交渉

当社は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本株式交換に係る株式交換比率について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を神戸製鋼所との間で複数回に亘って行っている。

なお、当該協議・交渉にあたっては、本特別委員会は、当社から当該協議・交渉の経緯及び内容等について適時に報告を受け、本特別委員会を通じて方針等を協議し、意見を述べるなどした上で行うなど、本特別委員会が神戸製鋼所との交渉過程に実質的に関与する形で行われている。

(5) マーケットチェックに関する事項

当社及び神戸製鋼所との間において、潜在的な買収者による対抗提案を制限するような合意等は存在しない。

他方で、現在、神戸製鋼所は、当社の株式の50%超を保有する支配株主であるところ、神戸製鋼所は本取引の提案主体として、本取引の実施を推進していることから、当社において積極的なマーケットチェックを実施する必要性が高いとは認められず、積極的なマーケットチェックに係る施策を実施していないとしても不合理とは認められない。

(6) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件に関する事項

当社は、本株式交換の実施について、株主総会において、一定数以上（神戸製鋼所以外の株主の議決権の過半数）の賛成の議決権行使が行われなかったことを株式交換契約の解除条件として設定することなどの対応を行っていない（いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件）。

しかしながら、支配株主による従属会社の買収のように、対象会社の株式の保有割合が高い買収者によるM&Aにおいては、当該マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することにより、企業価値の向上に資するM&Aが阻害される懸念等も指摘されているところである。

本株式交換についても、神戸製鋼所は、当社の株式の総株主の議決権の50%超を保有する支配株主であることから、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することで、上記の阻害効果が懸念されることから、当該条件を設定しないことについて不合理とは認められない。

(7) 少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

本株式交換に係るプレスリリースにおいては、法令や東京証券取引所の適時開示規制に沿った開示が予定されているほか、当社の一般株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

4 上記1から3のほか、当社による本取引を行うことについての決定が少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか

以上のとおり、(i) 本取引は当社の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられ、(ii) 株式交換比率を含む本取引の条件には公正性・妥当性が確保されていると考えられ、(iii) 本取引において、公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

当社による本取引を行うことについての決定は、少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

D. 当社における利害関係を有しない取締役会全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本取引に関する議案を決議した2025年5月12日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役7名のうち、小椋大輔代表取締役社長（2023年4月に神戸製鋼所から当社に転籍）、小谷清久取締役（2024年4月に神戸製鋼所から当社に転籍）及び生治理仁取締役（2024年6月以降、神戸製鋼所の従業員と当社の取締役を兼務）を除く4名の取締役により審議の上、その全員の賛成により本取引の実施を決議しております。なお、小椋大輔代表取締役社長、小谷清久取締役及び生治理仁取締役に加え、谷川通隆監査役（2022年6月に神戸製鋼所の子会社であるコベルコ建機株式会社から当社に転籍）は、当社の立場で本取引に係る検討及び協議・交渉に参加しておりません。他方で、小椋大輔代表取締役社長及び小谷清久取締役は、当社の事業計画の策定に際しては、当社の役職員に係る人員の都合上、関与が必須であることから、特別委員会からの承認を得て、当社からの要望により、事業計画の策定に関与しております。

E. 本特別委員会における独立した財務アドバイザーからの助言の取得

本特別委員会は、上記「D.当社における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、両社及び大同特殊鋼から独立した独自の財務アドバイザーとしてStand by Cを選任し、Stand by Cから本株式交換比率の算定等に関する助言を得ております。なお、Stand by Cは、両社及び大同特殊鋼の関連当事者には該当せず、両社及び大同特殊鋼との間で重要な利害関係を有しません。

(2) 株式交換完全親会社となる神戸製鋼所の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、神戸製鋼所の増加する資本金及び準備金の額は会社計算規則第39条の規定に従い神戸製鋼所が別途定める額となります。当社は、かかる取扱いは、神戸製鋼所の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) 神戸製鋼所の定款の定め

神戸製鋼所の定款は、法令及び当社定款第14条の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますが、当社ウェブサイト（<https://www.koshuha.co.jp/ir/syousyu/>）・株主総会資料掲載ウェブサイト（<https://d.sokai.jp/5476/teiji/>）および東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）において掲載しております。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

神戸製鋼所株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

神戸製鋼所株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社等）において取引の媒介、取次ぎ等が行われています。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結をした日（2025年5月12日）の前営業日を基準として、1か月間、3か月間及び6か月間の東京証券取引所プライム市場における神戸製鋼所の終値の平均値（1円未満の端数については四捨五入をしています。）は以下のとおりです。

1か月間	3か月間	6か月間
1,628円	1,725円	1,651円

(4) 神戸製鋼所の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

神戸製鋼所は、金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) 神戸製鋼所の最終事業年度に係る計算書類等の内容

神戸製鋼所の最終事業年度（2025年3月期）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.kosuhaha.co.jp/ir/syousyu/>）[、株主総会資料掲載ウェブサイト](https://d.sokai.jp/5476/teiji/)（<https://d.sokai.jp/5476/teiji/>）および東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）において掲載しております。

(2) 神戸製鋼所及び当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 神戸製鋼所

イ 神戸製鋼所は、2025年5月12日開催の取締役会において、神戸製鋼所を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記「2. 本株式交換契約の内容の概要」のとおりです。

② 当社

イ 当社は、2025年5月12日開催の取締役会において、神戸製鋼所を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記「2. 本株式交換契約の内容の概要」のとおりです。

ロ 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において当社が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により当社が取得する株式を含みます。）の全部を消却する予定です。

ハ 当社は、2025年5月12日、2025年3月期（2024年4月1日～2025年3月31日）連結決算において、特別損失として固定資産の減損損失を計上しました。すなわち、2024年3月度以降、特殊鋼部門において販売数量が低調に推移し、大幅な営業赤字が続く結果となりました。事業環境の不透明感が継続している中、2024年度末で将来の不確実性を考慮して事業資産の評価を検討しました結果、特殊鋼生産設備等及び特殊鋼販売拠点に関して7,364百万円の減損損失を計上することといたしました。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	おぐら だいすけ 小椋 大輔	代表取締役社長	再任
2	しもの しげはる 下野 茂治	取締役専務執行役員 グループ品質保証の担当および富山製造所長	再任
3	おの でら けんじ 小野寺 謙司	取締役専務執行役員 営業本部長 (兼) 大阪支店長	再任
4	こたに きよひさ 小谷 清久	取締役執行役員 グループコンプライアンスの担当、監査室の担当および総務企画本部長	再任
5	しょうじ まさひと 生治 理仁	取締役 (非常勤)	再任
6	みやじま てつや 宮島 哲也	社外取締役 (非常勤)	社外 再任 独立
7	ながの ひろゆき 長野 寛之	社外取締役 (非常勤)	社外 再任 独立

候補者番号

1

お ぐ ら だ い す け

小椋 大輔 (1968年12月29日生)

■所有する当社株式の数
2,100株

再任

| 略歴ならびに当社における地位および担当

1993年 4月 株式会社神戸製鋼所入社
 2015年 4月 同社鉄鋼事業部門神戸製鉄所線材条鋼技術部
 担当部長 (兼) 鉄鋼事業部門神戸製鉄所線材
 条鋼技術部条鋼技術室長
 2016年 4月 同社鉄鋼事業部門加古川製鉄所線材条鋼技術
 部長
 2018年 4月 同社鉄鋼事業部門加古川製鉄所副所長

2020年 4月 同社鉄鋼アルミ事業部門加古川製鉄所副所長
 (理事) (兼) 鉄鋼アルミ事業部門加古川製
 鉄所計画室長
 2021年 6月 同社執行役員
 2023年 4月 当社専務執行役員 社長補佐
 2023年 6月 当社代表取締役社長
 (現在に至る)

| 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

| 選任の理由

親会社である株式会社神戸製鋼所に入社以来、主に技術部門に従事し、同社加古川製鉄所線材条鋼技術部長、同製鉄所副所長および同社執行役員を経て、2023年6月から当社代表取締役社長を務めており、鉄鋼関連事業の豊富な経験と実績から、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

し も の し げ は る

下野 茂治 (1962年8月29日生)

■所有する当社株式の数
8,900株

再任

| 略歴ならびに当社における地位および担当

1986年 4月 株式会社神戸製鋼所入社
 2012年 7月 同社鉄鋼事業部門加古川製鉄所設備部担当部長
 2014年 6月 同社鉄鋼事業部門神戸製鉄所計画室担当部長
 (兼) 鉄鋼事業部門加古川製鉄所設備部担当
 部長
 2015年 4月 同社鉄鋼事業部門加古川製鉄所計画管理部
 担当部長
 2018年10月 当社設備部担当部長
 2019年 6月 当社取締役 富山製造所副所長 (兼) 同製造
 所設備部長

2020年 6月 当社執行役員 グループ品質保証の担当およ
 び富山製造所副所長 (兼) 同製造所設備部長
 2021年 4月 当社常務執行役員 グループ品質保証および
 ものづくりの担当および富山製造所副所長
 (兼) 同製造所技術部長
 2023年 4月 当社専務執行役員 グループ品質保証の担当
 および富山製造所長
 2023年 6月 当社取締役専務執行役員 グループ品質保証
 の担当および富山製造所長
 (現在に至る)

| 重要な兼職の状況

エヌケイ精工株式会社 代表取締役社長(非常勤)

| 選任の理由

親会社である株式会社神戸製鋼所において、主に設備部門ならびに計画管理部門に従事し、当社では富山製造所設備部長、技術部長を経て、現在は当社取締役専務執行役員 富山製造所長を務めており、製造全般の知見と経験を有していることから、富山製造所の経営幹部としての機能および営業・総務企画などの監督面を期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3 小野寺 謙司

(1964年3月6日生)

■所有する当社株式の数
14,700株

再任

| 略歴ならびに当社における地位および担当

1987年 4月	当社入社	2021年 4月	当社執行役員 営業本部長（兼）大阪支店長
2010年 4月	当社営業本部条鋼営業部担当部長	2021年 6月	当社取締役執行役員 営業本部長
2011年 4月	当社営業本部条鋼営業部長		（兼）大阪支店長
2016年 6月	当社営業本部工具鋼営業部長	2022年 4月	当社取締役常務執行役員 営業本部長
2017年 4月	当社営業本部工具鋼営業部長（理事）		（兼）大阪支店長
2018年 6月	当社取締役 営業本部副本部長（兼）大阪支店長	2025年 4月	当社取締役専務執行役員 営業本部長
2020年 6月	当社執行役員 工具鋼関連事業の担当および営業本部副本部長（兼）大阪支店長		（兼）大阪支店長 (現在に至る)

| 重要な兼職の状況

株式会社カムス 代表取締役社長（非常勤）
麦卡發商貿（上海）有限公司 董事長（非常勤）

| 選任の理由

当社に入社以来、主に営業部門に従事し、条鋼営業部長、工具鋼営業部長および営業本部副本部長を経て、現在は取締役専務執行役員 営業本部長を務めており、当社における豊富な業務経験と、鉄鋼業界における見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

こ た に き よ ひ さ

小谷 清久

(1968年8月10日生)

■所有する当社株式の数
2,000株

再任

| 略歴ならびに当社における地位および担当

1992年 4月	株式会社神戸製鋼所入社	2024年 4月	当社執行役員 総務企画本部管理部長
2007年 1月	同社溶接カンパニー溶接システム部主任部員	2024年 6月	当社取締役執行役員 グループコンプライアンスの担当、監査室の担当および総務企画本部長（兼）同本部管理部長
2019年 4月	同社溶接事業部門企画管理部担当部長		当社取締役執行役員 グループコンプライアンスの担当、監査室の担当および総務企画本部長（兼）同本部管理部長
2022年 4月	同社溶接事業部門企画管理部付（阪神溶接機材株式会社出向）	2025年 1月	当社取締役執行役員 グループコンプライアンスの担当、監査室の担当および総務企画本部長 (現在に至る)
2023年 8月	同社鉄鋼アルミ事業部門付（当社総務企画本部管理部担当部長）		

| 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

| 選任の理由

現在、取締役執行役員グループコンプライアンスの担当、監査室の担当および総務企画本部長を務めており、当社の財務および経営管理全般の知見を有しており、総務企画本部の経営幹部としての機能および営業・製造などに対する取締役としての監督機能を期待できると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 しょう じ まさ ひと

5 生治 理仁 (1965年8月2日生)

■所有する当社株式の数
0株

再任

| 略歴ならびに当社における地位および担当

1988年 4月	株式会社神戸製鋼所入社	2021年 4月	同社鉄鋼アルミ事業部門管理部担当部長
2004年 1月	同社鉄鋼部門鉄鋼総括部主任部員		(兼) 同部リスク管理グループ長
2018年 4月	同社鉄鋼事業部門企画管理部担当部長 (兼) コンプライアンス統括部担当部長		(兼) 内部統制・監査部担当部長
2019年 4月	同社鉄鋼事業部門企画管理部担当部長 (兼) 同部リスク管理グループ長	2024年 4月	同社鉄鋼アルミ事業部門企画管理部担当部長 (兼) 内部統制・監査部担当部長
	(兼) コンプライアンス統括部担当部長		(現在に至る)
		2024年 6月	当社取締役 (非常勤) (現在に至る)

| 重要な兼職の状況

株式会社神戸製鋼所 鉄鋼アルミ事業部門企画管理部担当部長 (兼) 内部統制・監査部担当部長
 神鋼鋼線工業株式会社 取締役 (非常勤)
 神鋼物流株式会社 監査役 (非常勤)

| 選任の理由

親会社である株式会社神戸製鋼所において、鉄鋼事業部門管理部門の経験を経て、同社鉄鋼アルミ事業部門企画管理部担当部長・リスク管理グループ長を歴任しており、現在は同社鉄鋼アルミ事業部門企画管理部担当部長 (兼) 内部統制・監査部担当部長および当社取締役を務めており、当社の事業運営全般に対する監督機能を期待できると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 みやじま てつや

6 宮島 哲也 (1970年4月10日生)

■所有する当社株式の数
0株

再任

社外

独立

| 略歴ならびに当社における地位および担当

1997年 4月	弁護士登録 (第一東京弁護士会)	2020年12月	日本調理機株式会社	社外取締役
	梶谷綜合法律事務所入所 (現在に至る)	2022年12月	日本調理機株式会社	社外取締役監査等委員 (現在に至る)
2014年 4月	第一東京弁護士会 監事			
2016年 6月	当社社外取締役 (非常勤) (現在に至る)			

| 重要な兼職の状況

梶谷綜合法律事務所 弁護士
 日本調理機株式会社 社外取締役監査等委員

| 選任の理由および期待される役割の概要

同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての知見を活かして、特に会社経営の監督機能強化およびコンプライアンス経営の推進について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

| 略歴ならびに当社における地位および担当

1978年 4月	松下電器産業株式会社入社（現 パナソニックホールディングス株式会社）	2016年 6月	エスペック株式会社 社外取締役
2009年 4月	パナソニックプラズマディスプレイ株式会社 代表取締役社長	2020年 6月	当社社外取締役（非常勤） (現在に至る)
2012年 4月	大阪大学大学院 工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻特任教授	2021年 4月	兵庫県立大学 産学連携・研究推進機構 特任教授
2013年 4月	兵庫県立大学 産学連携・研究推進機構教授	2024年 4月	兵庫県立大学 社会価値創造機構 特任教授 (現在に至る)

| 重要な兼職の状況

兵庫県立大学 社会価値創造機構 特任教授

| 選任の理由および期待される役割の概要

会社の経営や社外取締役の経験から、会社経営の監督機能強化および技術面から見た事業運営について専門的な立場から助言等いただくことを期待したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 株式会社神戸製鋼所は、当社の特定関係事業者（親会社）であり、同社の業務執行者である候補者および過去10年間に業務執行者であった候補者の同社における地位および担当は略歴に記載のとおりであります。
3. 宮島哲也、長野寛之の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約は会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は宮島哲也、長野寛之の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は宮島哲也、長野寛之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、当社は宮島哲也氏が所属する樅谷総合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、当社が直前事業年度に同所に支払った報酬額は僅少であるため、同氏の独立性に問題はないと判断しております。
7. 宮島哲也氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年であります。
8. 長野寛之氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 换算監査役1名選任の件

2024年6月21日開催の第99回定時株主総会において換算監査役に選任された春山直輝氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて換算監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

換算の監査役候補者は、次のとおりであります。

はるやま なおき

春山 直輝 (1964年4月16日生)

■所有する当社株式の数
0株

略歴

1990年10月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任あづさ監査法人）入所	2022年7月	春山公認会計士事務所 所長 (現在に至る)
1993年3月	公認会計士登録	2024年2月	株式会社ノダ 社外監査役 (現在に至る)
2004年4月	金融庁 公認会計士・監査審査会 公認会計士監査検査官	2024年6月	公益財団法人ノバルティス科学振興財団 監事 (現在に至る)
2007年5月	あづさ監査法人（現有限責任あづさ監査法人）社員（現パートナー）		

重要な兼職の状況

春山公認会計士事務所 所長
株式会社ノダ 社外監査役
公益財団法人ノバルティス科学振興財団 監事

選任の理由

直接経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として長年監査法人に勤めた経験と知識を持ち、当社の業務執行に対する監査業務を適切に遂行して頂けると判断したことから、換算の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 春山直輝氏は、換算の社外監査役候補者であります。
3. 春山直輝氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約は会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。春山直輝氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(ご参考) 取締役・監査役選任議案をご承認いただいた場合の役員体制及び各役員の主な経験

氏名	取締役・監査役選任 議案承認後の地位	社外 独立 役員	企画・ 事業管理	営業・ マーケティング	技術開発・ 設備技術・ 製造	財務・会計	法務	他業種 知見
小椋 大輔	業務執行	代表取締役社長		○	○			
下野 茂治		取締役専務執行役員		○	○			
小野寺 謙司		取締役専務執行役員		○	○			
小谷 清久		取締役執行役員		○		○		
生治 理仁		非常勤取締役		○				
宮島 哲也		非常勤取締役	社外 独立				○	○
長野 寛之		非常勤取締役	社外 独立	○	○			○
村越 久人		常勤監査役		○		○		○
高尾 和一郎		非常勤監査役	社外 独立				○	○
谷川 通隆		非常勤監査役	社外	○		○		○

※各人が有する全ての知見を表すものではありません。

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や設備投資の持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかな回復が続きました。一方、物価上昇の継続や米国の関税政策の影響による景気減速懸念など依然として先行き不透明な状況にあります。

こうした経済環境の中、当社グループにおいては自動車や建設機械など主要分野での需要の伸び悩みや、サプライチェーンにおける在庫調整など外部環境の変化により売上高が低位で推移しております。原燃料の価格下落に加えて、販売価格の改善活動継続や固定費の削減への取り組みに努めましたが需要が低迷し、損益面では厳しい状況が続きました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高367億7千4百万円(前期比0.4%増)、営業損失7億8千7百万円(前期は16億3千5百万円の営業損失)、経常損失7億2千8百万円(前期は15億8千5百万円の経常損失)となりました。また、当社および連結子会社である株式会社カムスにおいて、固定資産の減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は77億3千8百万円(前期は66億1千2百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

当期の配当につきましては、業績および財務状況を勘案し、誠に遺憾ながら見送ることとさせていただきます。株主の皆様には、多大なご迷惑をおかけすることとなり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 部門別の状況

[特殊鋼部門]

工具鋼、特殊合金の売上数量が増加し、軸受鋼等の売上数量減少や工具鋼、特殊合金の品種構成悪化があったものの、売上高は286億1千6百万円(前期比3.2%増)となりました。損益面では、固定費の削減や原燃料価格の下落等はあったものの、軸受鋼等の数量減および工具鋼、特殊合金の品種構成の悪化をカバーするには至らず8億4千9百万円の営業損失(前期は15億8百万円の営業損失)となりました。

[鋳鉄部門]

自動車、建設機械向けの売上数量が減少し、売上高は81億5千8百万円(前期比8.3%減)となりました。損益面では、売上数量の減少はあったものの、販売価格の改善や固定費の削減および原燃料価格の下落等により、営業利益は6千2百万円(前期は1億2千7百万円の営業損失)となりました。

② 部門別販売状況

(金額：百万円)

部 門		前期・99期		当期・100期		増減率 (%)
		販売金額	構成比(%)	販売金額	構成比(%)	
特殊鋼	工具 鋼	12,174	33.2	13,344	36.3	9.6
	特 殊 合 金	9,797	26.8	10,095	27.4	3.0
	軸 受 鋼 他	5,749	15.7	5,176	14.1	△10.0
	小 計	27,721	75.7	28,616	77.8	3.2
鑄 鉄		8,893	24.3	8,158	22.2	△8.3
合 計		36,614	100.0	36,774	100.0	0.4
(上記の内、輸出額)		(4,187)	(11.4)	(5,658)	(15.4)	(35.1)

(2) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念『魅力ある製品の提供を通じ、環境と人間が融合した社会づくりに貢献します』に基づき、持続的な事業継続を行うためのグループ中期経営計画（2024-2026年度）を策定致しました。

私たちを取り巻く事業環境は、少子高齢化、地政学リスクの高まりやインフレ、金融引き締めの影響による需要の減少が懸念され、今後も先行き不透明な状況が続くと想定しております。経営環境変化が激しい中でも、持続的成長を果たすための経営基盤の強化を図っていきます。

当社は以下の3つを基本方針として、取り組んでいきます。

◆ポートフォリオ変革

特殊鋼部門では、成熟市場である工具鋼でのシェア堅守に加えて、私たちの特色である“小ロット・多品種対応”に経営資源を集中させて、今後の成長が期待できる「半導体、医療、エネルギー、防衛宇宙」分野に使用される高機能材を拡販し、稼ぐ力を強化していきます。

鋳鉄部門では、私たちが培ってきた“技術力・提案力”を一層磨いて、お客様とのパートナーシップを構築し、共同で課題解決を進めることで、高難度で付加価値の高い製品の受注拡大を目指します。

◆事業基盤強化

品質・コスト競争力強化のための特殊溶解の増強、製造設備の自動化、検査機器等の設備投資や操業実績のデジタル化を推進していきます。また、新商品開発や難加工材の製造技術開発と設備生産性向上により、ポートフォリオ変革を加速させていきます。

◆サステナビリティ経営推進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、CO2排出削減を進めています。また、原料リサイクルや環境に配慮したモノづくりに取り組み、魅力ある製品の供給を通じて、お客様のサステナビリティ経営に貢献してまいります。

さらに、KOBELCOグループ企業理念である「KOBELCOの3つの約束と6つの誓い」を念頭に置き、安全活動、環境保全、防災対策、リスクマネジメント体制の強化を進めます。また、多様な人材がそれぞれの能力を発揮できる環境を整備し、デジタル化による業務効率、生産性向上も進めています。

株主の皆様には今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区分	第97期 (2021年度)	第98期 (2022年度)	第99期 (2023年度)	第100期 (2024年度) (当連結会計年度)
売上高	41,714 百万円	44,551 百万円	36,614 百万円	36,774 百万円
経常利益又は 経常損失(△)	583 百万円	866 百万円	△1,585 百万円	△728 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)	417 百万円	△150 百万円	6,612 百万円	△7,738 百万円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	28.50 円	△10.30 円	451.21 円	△528.09 円
総資産	39,335 百万円	41,998 百万円	38,958 百万円	32,123 百万円
純資産	15,259 百万円	15,136 百万円	21,768 百万円	13,661 百万円

② 当社の財産および損益の状況

区分	第97期 (2021年度)	第98期 (2022年度)	第99期 (2023年度)	第100期 (2024年度) (当期)
売上高	27,794 百万円	30,039 百万円	25,218 百万円	25,673 百万円
経常利益又は 経常損失(△)	505 百万円	917 百万円	4,551 百万円	△601 百万円
当期純利益又は 当期純損失(△)	66 百万円	798 百万円	5,259 百万円	△7,194 百万円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	4.55 円	54.46 円	358.90 円	△490.98 円
総資産	30,822 百万円	33,092 百万円	32,675 百万円	25,487 百万円
純資産	14,006 百万円	14,807 百万円	20,031 百万円	12,082 百万円

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は9億6千8百万円であり、主なものは、当社の自動センタレス機増設5千9百万円等であります。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資資金は、自己資金および借入金により充当いたしました。当企業集団において増資、社債発行等による資金調達はありません。

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

特殊鋼部門 : 工具鋼、特殊合金及び軸受鋼製品（鋼線・線材・棒材・鍛鋼品・二次加工品等）
の製造・販売
鋳鉄部門 : 自動車部品や建設機械・産業機械部品等の特殊鋳物製品の製造・販売

(7) 主要な営業所および工場 (2025年3月31日現在)

特殊鋼部門 当社本社 : 東京都千代田区岩本町一丁目10番5号
支店 : 大阪（大阪府大阪市）
: 名古屋（愛知県瀬戸市）
製造所 : 富山製造所（富山県射水市）
(株)カムス : 本社工場（群馬県太田市）
: 瀬戸工場（愛知県瀬戸市）
鋳鉄部門 高周波鋳造(株) : 本社工場（青森県八戸市）

(8) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

部 門 の 名 称	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
特 殊 鋼	729名	4名
鋳 鉄	359名	△6名
合 計	1,088名	△2名

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
507名	7名	42歳8ヶ月	15年5ヶ月

(注) 上記従業員数には、出向者26名を含んでおりません。

(9) 重要な親会社および子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社神戸製鋼所で、同社は当社の株式を51.69%所有しております。同社からは原材料等を購入し、同社には特殊鋼製品等の販売を行っております。

原材料等の購入については、市場の実勢価格をみて価格交渉の上、決定しております。

特殊鋼製品等の販売については、市場価格や総原価を勘案して価格交渉の上、決定しております。

当社取締役会は、これらの取引は、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

また、同社からは取締役1名が就任しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
高周波鋳造株式会社	400百万円	100 %	鋳鉄製品の製造・販売
株式会社カムス	300	100	各種鋼材の加工・販売、金属の熱処理・表面処理、標準切削工具及び標準金型部品の製造・販売
エヌケイ精工株式会社	80	100	金属の熱処理および各種加工、鍛造品の製造・販売
麦卡發商貿(上海)有限公司	800千元	100	鋼材、合金材料、金属製品の卸売・輸出入・アフターサービス
株式会社東北コアセンター	10百万円	(100)	鋳物用中子の製造、鋳鉄製品の加工

(注) 麦卡發商貿(上海)有限公司を除く上記の重要な子会社は、連結対象子会社であります。

なお、株式会社東北コアセンターは高周波鋳造株式会社を通じての間接子会社であり、括弧内は間接子会社としての議決権比率を示しております。

(10) **当社の主要な借入先および借入額** (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
コベルコフィナンシャルセンター株式会社	5,635 百万円

(11) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は2025年5月12日（以下、「同日」という）開催の臨時取締役会で、株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」という）および当社（以下、神戸製鋼所と当社を総称して「両社」という）との間において、2026年2月2日（予定）に神戸製鋼所を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という）を実施することを決議し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」という）を締結いたしました。

また、同日、両社および大同特殊鋼株式会社（以下「大同特殊鋼」という）の取締役会において、本株式交換の効力発生を条件として、当社が保有する当社連結子会社の高周波鋳造株式会社の普通株式および当社が鋳鉄事業に関連して保有する資産を当社から神戸製鋼所に対して現物配当（以下「本現物配当」という）すること、ならびに、本株式交換の効力発生および本現物配当の実施を条件として神戸製鋼所が大同特殊鋼に対して当社株式を譲渡することを決定し、同日、神戸製鋼所と大同特殊鋼との間で株式譲渡契約を締結しました。

なお、本株式交換は、公正取引委員会等の国内の関係当局の許認可の取得を条件とし、神戸製鋼所においては、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む）第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては、2025年6月24日開催予定の第100回定時株主総会において本株式交換契約に関する議案を付議する予定であります。

また、本株式交換の効力発生日（2026年2月2日（予定））に先立ち、当社の普通株式は、2026年1月29日に株式会社東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止（最終売買日は2026年1月28日）となる予定であります。

2. 当社の概況 (2025年3月31日現在)

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株
② 発行済株式の総数 14,653,832株

(自己株式33,785株を除く)

(注) 自己株式については失念株式100株が含まれております。

- ③ 株主数 9,514名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社神戸製鋼所	7,575千株	51.69%
大野哲博	302	2.06
浅井産業株式会社	271	1.85
JEFFERIES LLC-SPEC CUST AC FBO CUSTOMER	175	1.19
石井峯夫	166	1.13
株式会社オカイチ	123	0.83
加藤一康	122	0.83
林良策	118	0.80
尾崎充	111	0.75
楽天証券株式会社	73	0.50

(注) 持株比率は自己株式(33千株)を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	小椋大輔	
取締役専務執行役員	下野茂治	グループ品質保証の担当および富山製造所長 エヌケイ精工株式会社 代表取締役社長 (非常勤)
取締役常務執行役員	小野寺謙司	営業本部長（兼）大阪支店長 株式会社カムス 代表取締役社長(非常勤) 麦卡發商貿（上海）有限公司 董事長（非常勤）
取締役執行役員	小谷清久	グループコンプライアンスの担当、監査室の担当 および総務企画本部長
取締役 (非常勤)	生治理仁	株式会社神戸製鋼所 鉄鋼アルミ事業部門 企画管理部 担当部長（兼）内部統制・監査部 担当部長 神鋼鋼線工業株式会社 取締役（非常勤） 神鋼物流株式会社 監査役（非常勤）
社外取締役 (非常勤)	宮島哲也	梶谷綜合法律事務所 パートナー弁護士 日本調理機株式会社 社外取締役監査等委員
社外取締役 (非常勤)	長野寛之	兵庫県立大学 社会価値創造機構特任教授
監査役 (常勤)	村越久人	高周波鋳造株式会社 監査役（非常勤） 株式会社カムス 監査役（非常勤）
社外監査役 (非常勤)	高尾和一郎	永沢綜合法律事務所 パートナー弁護士 再就職等監視委員会 再就職等監察官 (内閣府・非常勤)
社外監査役 (非常勤)	谷川通隆	

- (注) 1. 取締役 宮島哲也、長野寛之の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 高尾和一郎、谷川通隆の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は取締役 宮島哲也、長野寛之の両氏および監査役 高尾和一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 谷川通隆氏は、過去に親会社である株式会社神戸製鋼所の経理部門および特定関係事業者（親会社の子会社）であるコベルコ建機株式会社の財務部門において、長年にわたり業務に携わっており、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 事業年度中に退任した役員は次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任年月日
取 締 役 常務執行役員	村 越 久 人	グループコンプライアンスの担当、監査室の担当および総務企画本部長 高周波鋳造株式会社 監査役（非常勤） 株式会社カムス 監査役（非常勤）	2024年6月21日 任期満了による退任
取 締 役 (非常勤)	三 枝 功	株式会社神戸製鋼所 鉄鋼アルミ事業部門 企画管理部 統括グループ長	2024年6月21日 任期満了による退任
監 査 役 (常勤)	久 留 島 靖 章		2024年6月21日 辞任による退任

6. 2025年4月1日付の役員の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

地 位	氏 名	異動後の担当および重要な兼職の状況
取 締 役 専務執行役員	小野寺 謙司	営業本部長（兼）大阪支店長 株式会社カムス 代表取締役社長（非常勤） 麦卡發商貿（上海）有限公司 董事長（非常勤）
社 外 監 査 役 (非常勤)	高尾 和一郎	永沢総合法律事務所 パートナー弁護士

7. 2025年3月31日をもちまして、監査役 高尾和一郎氏は再就職等監視委員会 再就職等監察官（内閣府・非常勤）を退任いたしました。
8. 当社と取締役 宮島哲也、長野寛之の両氏および各監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
9. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約は会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。

② 取締役及び監査役の報酬等

ア 役員報酬等の内容決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が当該決定方針と整合していることを確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績面での結果責任を明確にし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう利益水準に応じて変動するとともに、各役位を踏まえた適正な水準の報酬体系とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬と業績に応じた業績運動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役や非業務執行取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて他社水準、当社の規模、従業員給与の水準、常勤・非常勤の別、役員兼務の状況等を考慮しながら総合的に勘案し、独立社外取締役の助言を踏まえて決定するものとする。

3. 業績運動報酬（金銭報酬）の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の業績運動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前年度の当社経常損益に応じて算出された額を月例の報酬として支給する。目標となる金額等については、中期経営計画等を基に設定し、適宜、環境の変化に応じて独立社外取締役の助言を踏まえて見直しを行うものとする。

具体的には、当社の事業規模や業績水準及び役位、職責、従業員給与の水準等を総合的に勘案して設定した役位ごとの基準報酬額を、一定範囲の基準利益を設けた上で、前年度利益がその基準利益を超えた場合は、その水準に応じて一定の比率（2%～10%）で増額させ、逆に下回る場合は一定（△5%）以上の比率で減額して、業績運動報酬として支給する。

4. 基本報酬の額、業績運動報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合については、次の表のとおりとする。

○基本報酬と業績運動報酬の基準比率

役 位	基本報酬	業績運動報酬	備 考
代表取締役社長	3%	97%	業績が基準利益を上回る場合は業績運動報酬の基準報酬額を2～10%で増額、下回る場合は△5%以上減額する。
取締役専務執行役員	4%	96%	
取締役常務執行役員	5%	95%	
取締役執行役員	6%	94%	
非業務執行取締役	100%	0%	

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬については、代表取締役社長が上記各種方針及び独立社外取締役の助言を踏まえて取締役会に提案し、取締役会の決議を以って決定するものとする。

イ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬毎の総額	報酬毎の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬
取締役 (内社外取締役)	7名 (2名)	92,070千円 (9,600千円)	14,400千円 (9,600千円)	77,670千円 (-)
監査役 (内社外監査役)	4名 (2名)	29,040千円 (8,880千円)	29,040千円 (8,880千円)	- (-)
合計 (内社外役員)	11名 (4名)	121,110千円 (18,480千円)	43,440千円 (18,480千円)	77,670千円 (-)

- (注) 1. 上記につきましては、2024年6月21日開催第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給員数は、無報酬の取締役2名（うち1名は第99回定時株主総会終結の時をもって退任）を除いております。
3. 監査役村越久人氏は、2024年6月21日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給額と員数につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。
4. 業績連動報酬にかかる業績指標は、前年度の一定範囲の経常利益（1,000百万円～1,600百万円）を基準利益として設定しております。なお、前年度の実績は4,551百万円の経常利益でありましたが、連結子会社であった高周波精密株式会社からの受取配当金5,500百万円を除いた額を当該事業年度の経常損益とみなし、業績連動報酬は基準報酬額から一定額を減額しております。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。基準報酬額は、当社の事業規模や業績水準及び役位、職責、従業員給与の水準等を総合的に勘案して役位ごとに設定しております。
5. 取締役の報酬限度額は、1990年6月28日開催の第65回定時株主総会において、年額245百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いたしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。
6. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第69回定時株主総会において、年額44百万円以内と決議いたしております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役宮島哲也氏は、樋谷綜合法律事務所のパートナー弁護士および日本調理機株式会社の社外取締役監査等委員であります。当社は樋谷綜合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、当社からの支払い報酬は同事務所の規模に比して僅少であり、社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はありません。日本調理機株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役長野寛之氏は、兵庫県立大学 社会価値創造機構特任教授であります。同大学と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役高尾和一郎氏は、永沢総合法律事務所のパートナー弁護士であります。永沢総合法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 宮島 哲也	取締役会は21回開催中20回出席し、主に弁護士として培った経験・見識から積極的に意見を述べております。特に会社経営の監督機能強化およびコンプライアンス経営等について専門的な立場から助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 長野 寛之	取締役会は21回開催中21回出席し、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から積極的に意見を述べております。特に会社経営の監督機能強化および技術面から見た事業運営について専門的な立場から助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
社外監査役 高尾和一郎	取締役会は21回開催中20回出席し、監査役会は15回開催中14回出席いたしました。取締役会においては、弁護士として培われた高度な専門知識の観点から、取締役の職務が適正に執行されるよう発言を行っております。また、監査役会においては、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 谷川 通隆	取締役会は21回開催中20回出席し、監査役会は15回開催中15回出席いたしました。取締役会においては、長年にわたる財務・経理業務の経験をもとに、客観的な視点から当社経営への助言や取締役の職務が適正に執行されるよう発言を行っております。また、監査役会においては、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

区分	分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）		50百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		50百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由

会計監査人である有限責任あずさ監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

- ④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるととき、その他その必要があると判断した場合、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	32,123 百万円	負 債 の 部	18,461 百万円
流 動 資 産	26,791	流 動 負 債	15,146
現 金 及 び 預 金	158	支 払 手 形 及 び 買 挂 金	2,752
預 け 金	46	電 子 記 録 債 務	3,216
受 取 手 形	1,567	短 期 借 入 金	7,012
売 挂 金	6,364	長 期 借 入 金(1年以内返済)	32
製 品	3,279	未 払 金	145
仕 挂 品	6,890	未 払 費 用	1,151
原 材 料 及 び 貯 藏 品	7,713	未 払 法 人 税 等	27
そ の 他	772	賞 与 引 当 金	333
貸 倒 引 当 金	△1	営 業 外 支 払 手 形	168
固 定 資 産	5,331	そ の 他	306
有 形 固 定 資 産	3,429	固 定 負 債	3,315
建 物 及 び 構 築 物	984	長 期 借 入 金	197
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	683	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	38
土 地	1,647	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,006
建 設 仮 勘 定	27	そ の 他	73
そ の 他	85	純 資 産 の 部	13,661
無 形 固 定 資 産	35	株 主 資 本	12,404
ソ フ ト ウ エ ア	33	資 本 金	12,721
そ の 他	1	利 益 剰 余 金	△277
投 資 そ の 他 の 資 産	1,866	自 己 株 式	△39
投 資 有 価 証 券	861	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,257
退 職 給 付 に 係 る 資 産	549	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	169
繰 延 税 金 資 産	329	土 地 再 評 価 差 額 金	1,297
そ の 他	152	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△209
貸 倒 引 当 金	△26		
資 産 合 計	32,123	負 債 ・ 純 資 産 合 計	32,123

連結損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
売上原価		36,774
売上総利益		34,200
販売費及び一般管理費		2,573
営業損失		3,361
		△787
営業外収益		
受取利息及び配当金	84	
受取賃貸料	14	
保険配当金	29	
その他の収益	11	139
営業外費用		
支払利息	50	
売上債権売却損	19	
その他の費用	10	80
経常損失		△728
特別利益		
固定資産売却益	39	39
特別損失		
固定資産処分損	37	
減損損失	7,364	7,402
税金等調整前当期純損失		△8,090
法人税、住民税及び事業税	△1	
法人税等調整額	△350	△351
当期純損失		△7,738
親会社株主に帰属する当期純損失		△7,738

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	25,487 百万円	負 債 の 部	13,404 百万円
流 動 資 産		流 動 負 債	11,679
現 金 及 び 預 金	21,727	支 払 手 形	136
受 取 手 形	79	買 掛 金	2,106
売 掛 金	566	電 子 記 録 債 務	2,280
製 品	5,839	短 期 借 入 金	5,635
仕 掛 品	1,329	リ 一 ス 債 務	0
原 材 料 及 び 貯 藏 品	6,498	未 払 金	117
前 払 費 用	6,621	未 払 費 用	905
未 収 入 金	26	未 払 法 人 税 等	2
そ の 他	62	未 払 消 費 税 等	31
固 定 資 産	3,760	賞 与 引 当 金	163
有形 固定 資 産	1,613	債 務 保 証 損 失 引 当 金	126
建 築 物	122	そ の 他	173
機 構 築 物	1	固 定 負 債	1,725
機 械 及 び 装 置	0	退 職 給 付 引 当 金	1,690
車 輛 及 び 運 搬 具	0	資 産 除 去 債 務	35
工 具 器 具 及 び 備 品	0	純 資 産 の 部	12,082
土 地	1,490	株 主 資 本	12,112
建 設 仮 勘 定	0	資 本 金	12,721
無 形 固 定 資 産	0	利 益 剰 余 金	△568
施 設 利 用 権	0	利 益 準 備 金	80
投 資 そ の 他 の 資 産	2,146	そ の 他 利 益 剰 余 金	△649
投 資 有 価 証 券	813	繰 越 利 益 剰 余 金	△649
関 係 会 社 株 式	493	自 己 株 式	△39
出 資 金	1	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△29
関 係 会 社 出 資 金	9	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	166
前 払 年 金 費 用	610	土 地 再 評 価 差 額 金	△196
繰 延 税 金 資 産	142		
そ の 他	92		
貸 倒 引 当 金	△17		
資 産 合 計	25,487	負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,487

損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高 価 値	25,673
売 上 原 価	24,645
売 上 総 利 益	1,028
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,756
営 業 損 失	△727
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	92
受 取 貸 貸 料	108
保 険 配 当 金	29
そ の 他 の 収 益	8
営 業 外 費 用	240
支 払 利 息	30
貸 与 資 産 減 価 償 却 費	52
そ の 他 の 費 用	30
経 常 損 失	△601
特 別 利 益	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	298
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	27
関 係 会 社 株 式 評 価 損	240
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	126
減 損 損 損 失	6,912
税 引 前 当 期 純 損 失	7,306
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△21
法 人 税 等 調 整 額	△393
当 期 純 損 失	△415
	△7,194

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

日本高周波鋼業株式会社
取締役会 御中

有限責任あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 井 勝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 井 伸 幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 島 久 木

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本高周波鋼業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本高周波鋼業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年5月12日開催の臨時取締役会で、株式会社神戸製鋼所との間において、2026年2月2日（予定）に株式会社神戸製鋼所を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決議し、株式交換契約を締結した。また、会社は2025年5月12日開催の臨時取締役会で、株式交換の効力発生を条件として、会社が保有する高周波鋳造株式会社の普

通株式及び会社が鋳鉄事業に関連して保有する資産を会社から株式会社神戸製鋼所に対して現物配当することを決定した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

日本高周波鋼業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 井 勝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 井 伸 幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 島 久 木

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本高周波鋼業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年5月12日開催の臨時取締役会で、株式会社神戸製鋼所との間において、2026年2月2日（予定）に株式会社神戸製鋼所を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決議し、株式交換契約を締結した。また、会社は2025年5月12日開催の臨時取締役会で、株式交換の効力発生を条件として、会社が保有する高周波鋳造株式会社の普通株式及び会社が鋳鉄事業に関連して保有する資産を会社から株式会社神戸製鋼所に対して現物配当することを決定した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

日本高周波鋼業株式会社 監査役会

常勤監査役 村 越 久 人 印

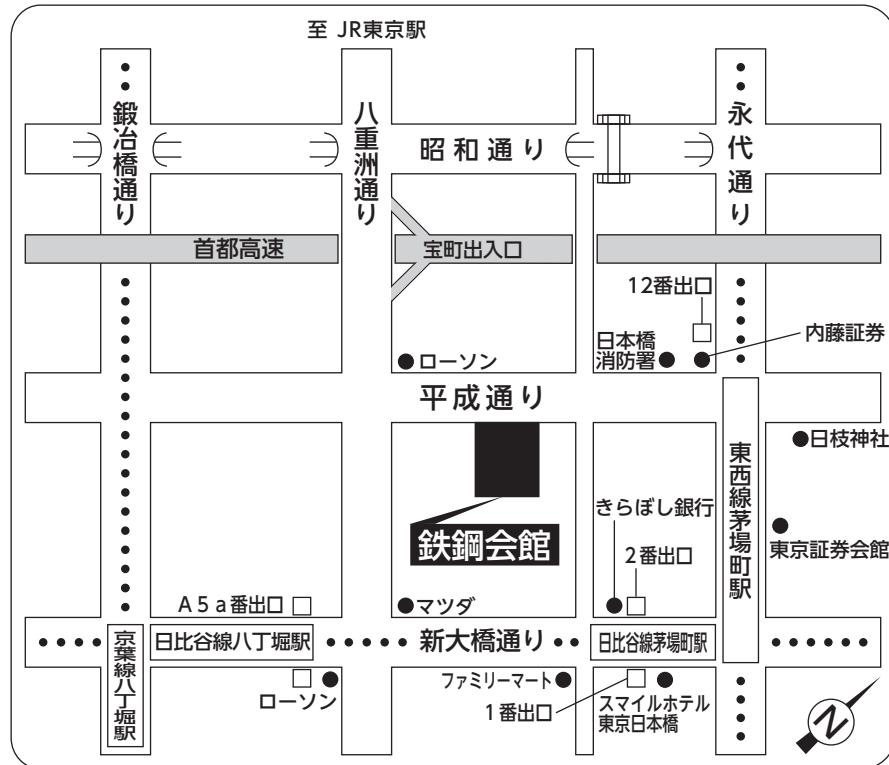
社外監査役 高 尾 和 一 郎 印

社外監査役 谷 川 通 隆 印

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 802号室



●地下鉄 日比谷線八丁堀駅 A5a 番出口 徒歩 5 分
日比谷線茅場町駅 1・2番出口 徒歩 5 分
東西線茅場町駅 12 番出口 徒歩 5 分

駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますよう
お願い申し上げます。

**UD
FONT**
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。